



○長野県告示第551号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市上飯田8129の17、8129の18、8181の48から8181の51まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
ダム事業用地とするため

森林保全課

○長野県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 小諸上田線
- (2) 供用を開始する区間
上田市大字古里字社宮司1474番のイ地先から
上田市大字古里字社宮司1433番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月28日
- 2 (1) 路線名 別所丸子線
- (2) 供用を開始する区間
上田市大字古安曾字来子路1145番の1地先から
上田市大字古安曾字来子路1134番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月28日
- 3 (1) 路線名 鹿教湯別所上田線
- (2) 供用を開始する区間
上田市大字野倉字加羅理740番の2地先から
上田市大字野倉字湯小路635番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年10月28日

道路維持課

○長野県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月28日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小諸上田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
上田市大字蒼久保字中村366番の2地先から 上田市大字蒼久保字中村560番地先まで	旧	4.2~8.0	0.3502
同 上	新	12.0~43.0	0.2900

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小諸上田線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
上田市大字古里字社宮司1474番のイ地先から 上田市大字古里字社宮司1433番の1地先まで	旧	4.7~14.3	0.2111
同 上	新	8.2~14.3	0.2111

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 別所丸子線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
上田市大字古安曾字来子路1145番の1地先から 上田市大字古安曾字来子路1134番の1地先まで	旧	6.8~14.5	0.0955
同 上	新	9.0~14.5	0.0955

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 鹿教湯別所上田線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上田市大字野倉字加羅理740番の2地先から 上田市大字野倉字湯小路635番の1地先まで		旧	5.0~24.0	0.3051
同	上	新	5.0~24.0	0.2970

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上田塩川線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上田市大字諏訪形字宮田933番の1地先から 上田市大字諏訪形字宮田935番の2地先まで		旧	6.3~7.5	0.0900
同	上	新	8.2~9.0	0.0900

道路維持課

○長野県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡谷下諏訪線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	岡谷市天竜町三丁目5410番の6地先から 岡谷市天竜町三丁目5411番の4地先まで	旧	m 8.4~9.0	km 0.0394
同	上	新	9.0~11.7	0.0394

道路維持課

○長野県人事委員会告示第2号

職員の任用に関する細則（昭和34年長野県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成14年10月28日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

第6条第1項中「第24条第9号」を「第24条第10号」に改める。

第7条の2に次のただし書を加える。

ただし、規則第24条第9号に該当する選考にあつては、選考結果報告書（様式第8号の2）により、前年度における状況について、毎年5月31日までにするものとする。

様式第8号の次に次の様式を加える。

(様式第8号の2)(第7条の2関係)

選考結果報告書

(文書番号)

年 月 日

長野県人事委員会委員長 様

(任命権者)

印

職員の任用に関する規則第31条の規定により平成 年度における職員の採用選考の結果を、次のとおり報告します。

職の名称 及び級職	所属課所	氏名	任 期	当該採用に係る 育児休業期間	給 与	用いた能力 実証方法
(の 級職)			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
(の 級職)			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
(の 級職)			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考						

- (注) 1 級職欄には、規則別表第1「職の分類表」により、この選考で任命した職の級職を「行政の1級職」、「医療(1)の2級職」又は「一般の1級職」のように記入すること。ただし、警察官にあっては、その必要がないこと。
- 2 給与欄には、採用された者の任命発令時における適用給料表名及び級・号俸を記入すること。
- 3 用いた能力実証方法欄については、採用に当たって実施した選考の方法を記入すること。

人事委員会事務局